

令和元年度（2019年度）第1回
北海道環境審議会地球温暖化対策部会

議 事 録

日 時：2019年7月24日（水）午前10時開会
場 所：か での 2 ・ 7 1 0 7 0 会 議 室

1. 開 会

○事務局（北村課長） おはようございます。

定刻となりましたので、一部の委員は見えていないですけれども、いらっしゃる予定となっておりますので、ただいまから、令和元年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会を開会いたします。

本日は、お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、一部の委員につきましては、午後から循環型社会推進部会も開催するという事で、そちらへの出席もどうぞよろしくお願ひいたします。

私は、気候変動対策課長の北村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、開会に当たりまして、北海道環境生活部環境局気候変動対策担当局長の阿部よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（阿部気候変動対策担当局長） おはようございます。担当局長の阿部です。

令和元年度第1回目の地域温暖化対策部会ということでございます。道庁も知事もかわり、新しい組織ということですが、私も含めてほとんどかわっていないメンバーもおりますけれども、よろしくお願ひいたします。

ご出席の委員の皆様には、何かとお忙しいところ、本日もご出席をいただき、ありがとうございます。

また、日ごろから本道の環境行政にひとかたならぬご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

最近の気候変動に関する大きな話題といたしますと、何と言っても、まず、国においては、パリ協定に基づく長期戦略を国連に提出をしたというところでございます。イノベーションによる環境対策と経済成長の両立ということで、今世紀後半のできるだけ早い時期に温室効果ガスの実質ゼロを目指すということで大胆に取り組むといった中身になっております。

また、今年も、西日本を中心に集中豪雨などが発生をしておりますけれども、やはり、近年多発する高温や大雨などの異常気象ということでございます。北海道におきましても、具体的な事象が、これまでも被害などが顕在化しているところがございますので、こうした気候変動による影響につきましては、私たちの日常生活の中に大きな影響を及ぼすということから、道としても、こうした状況を踏まえ、緩和と適応を両輪として取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

本日の部会についてでございますが、道におきましては、昨年12月に施行されました気候変動適応法に基づき、北海道気候変動適応計画（仮称）を策定することとしておりまして、今年も5月8日に環境審議会に調査審議を諮問させていただいたところでございます。

本日は、その適応計画の部会素案をお示しさせていただいて、ご審議をいただくこととさせていただきます。

また、あわせて、審議会の指定事項となっておりますが、平成30年度における北海道地球温暖化対策推進計画に基づく措置及び施策の実施状況、いわゆる点検評価に関しても調査審議を行うということとしております。

委員の皆様におかれましては、それぞれご専門のお立場からご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局（北村課長） 本日は、所属委員と専門委員の総数11名のうち10名のご出席で、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項に定める所属する委員及び専門委員の過半数のご出席をいただいておりますことから、当部会は成立することをご報告いたします。

続きまして、議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきたいと思っております。

まず、次第に続きまして、委員名簿、そして、配席図を配っております。

資料でございますけれども、資料1-1がA4判の縦長の1枚物です。1-2、1-3も同様で、1-2、1-3につきましては両面印刷となっております。1-4が横長の5枚物でございます。また、1-5につきましては、A4判の縦長の21枚物になってございます。また、資料1-6は横長のやや厚めの24枚ございます。続きまして、資料2-1は、A4判の縦長の1枚物でございます。資料2-2は、点検評価の進め方という横長の資料でございます。2-3も同様でA4判横長の1枚物となっております。資料2-4がA4判の縦型の1枚物でございます。資料2-5がA4判縦長で両面印刷とさせていただいております。

資料の不備などがございましたら、随時、事務局に合図をお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては藤井部会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○藤井部会長 皆様、おはようございます。

新年度、明けましておめでとうございます。今年度もよろしくお願いいたします。

では、早速、議事に入りたいと思っておりますけれども、最初の議事は、北海道気候変動適応計画（仮称）の策定についてです。

まず、適応計画策定の考え方について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（井田主幹） 気候変動対策課の井田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から、仮称でございますが、北海道気候変動適応計画策定の考え方につきまして、資料に基づき説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1-1をご覧ください。

5月8日に北海道環境審議会、いわゆる親会というものが開催されたのですが、そこで北海道気候変動適応計画の策定につきまして調査審議をお願いするために諮問をさせていただきました。この資料は、その際の諮問文の写しということになっております。

5月8日の審議会では、計画の調査審議につきまして部会へ付託することとされたことから、本日の部会においてご議論いただくことになった次第でございます。

続きまして、資料1-2をご覧ください。

北海道気候変動適応計画（仮称）の策定についてということで、主にこれに基づきまして策定の考え方について説明をさせていただきます。

まず、1番目の計画策定の趣旨でございます。

皆様もご承知かと思えますけれども、最近、本道におきましても、平成28年に見られましたように、台風が相次いで上陸、接近したり、昨年も梅雨前線の停滞によりまして記録的な大雨が観測されましたが、こういった異常気象は地球温暖化による気候変動の影響とも指摘をされております。

これに対処しまして、被害を回避、軽減するために適応の取組が重要になっているところでございます。

道におきましては、昨年9月に、今後の本道における適応の取組の方向性を示す「北海道における気候変動の影響の適応方針」を策定いたしまして、現在、これに基づきまして関連施策を進めているところでございますけれども、昨年12月に国におきまして気候変動適応法が施行されまして、この法の趣旨を踏まえまして、適応の取組を加速するとともに、総合的かつ計画的に施策を推進するため北海道気候変動適応計画を策定しようとするものでございます。

その計画策定の根拠でございます。3番目の策定の根拠をご覧ください。

気候変動適応法の条文を抜粋しております。第12条に、都道府県及び市町村は、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、地域気候変動適応計画を策定するよう努めるものとする、いわゆる努力規定と言われているものでございますが、このような規定がされております。

努力規定ではございますけれども、その下の参考のところに書いております、国から道のほうに出されました法施行通知の中では、国の計画を勘案しながら、積極的に計画を策定することが期待されると書いております。

道といたしましても、ただいま申しました趣旨を踏まえて計画を策定して、総合的、計画的に施策を推進していこうと考えております。

次、2ページ目、4番目の策定の考え方というところをご覧くださいと思います。

まず、国のほうでは、地方公共団体が地域気候変動適応計画を策定するに当たりまして参考とするべく、標準的な手順や構成等を示した「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を昨年の11月に公表しているところでございます。

道のほうでは、先ほど申し上げましたとおり、昨年9月に適応方針を策定しておりますので、この地域計画の策定に当たりましては、まず道の適応方針を基本として、その上で国のマニュアルで示されている構成内容（項目）に照らして検討、取りまとめを行うということで策定を進めていきたいと考えております。

それでは、国のマニュアルとはどういう内容なのかということで、資料1－4をご覧くださいと思います。

標題の下にマニュアルの趣旨を書いております。「都道府県及び市町村が入手可能な情報を使って、地域気候変動適応計画を策定・変更する標準的な手順や参考となる情報・考え方を提供しています。」というのがこのマニュアルの趣旨でございます。

このマニュアルに沿って地域計画の中にどういった項目を盛り込めばいいのかということを示しているのが、右下のほうに番号を振っておりますけれども、8と書いたスライドをご覧くださいと思います。

「地域適応計画策定／変更の流れ」という題がつけられております。

こちらは、策定の手順を示しているページですが、ここで示されているものが、イコール計画に盛り込むものということで書かれております。

まず最初に、STEP 1、地域気候変動適応計画の策定に向けた準備と書かれておりますが、具体的には右側に書いてあります。計画の形式とか計画期間の設定、例えば、地理的条件、社会経済状況等といった基礎情報の整理、それから、区域の気候・気象などの特徴を整理するとされております。

その次、STEP 2、これまでの気候変動影響の整理ということで、これまでに気候の変動により生じたと考えられる影響の事例とか、その影響の原因となった気象現象を整理するとされております。

続きまして、STEP 3、将来の気候変動影響の整理ということで、STEP 2では、これまでの影響の整理だったのですが、今度は、将来想定される影響の情報を整理するとされております。

続きまして、STEP 4、影響評価の実施ということで、各分野の気候変動による影響について評価を実施しまして、地方公共団体において優先度の高い分野や項目を特定するというふうにされております。

続きまして、STEP 5、既存施策の気候変動影響への対応力の整理ということで、STEP 4で特定した優先度の高い分野に沿いまして、それぞれに関連する既存施策の情報を収集して、将来の影響に対する施策の対応力を整理するというふうにされております。

続きまして、STEP 6、適応策の検討ということで、STEP 5で整理した内容を踏まえまして、具体的な適応策の情報を収集して、対応を検討するとされております。

STEP 7で取りまとめて計画策定ということになり、STEP 8では、計画に取りまとめた適応策の実施状況を確認していくと、いわゆるPDCAと言われているものですが、それをするとされているところでございます。

続きまして、その次の9と書かれたスライドをご覧ください。

今、各STEPの考え方、計画に盛り込む内容のお話をさせていただきましたが、どの程度盛り込んでいけばいいのかというのを示しているのが、今、ご覧いただいているページになります。

ここでは、入手できる情報に応じて、3つ程度のステージに分けて、情報の具体的な収集とか整理の仕方を示しております。

まず、ステージ1については、比較的簡単に情報を入手できる国の資料等を活用して計画を策定するということです。

ステージ2については、それから一歩進みまして、地方公共団体の行政資料とか計画とかを活用しまして、より詳細な情報を得るとか庁内の関係部局に情報を問い合わせることで、区域内の事情などをある程度反映させたような形で情報を整理するということ、ステージ3は、それからさらに進みまして、区域内を対象とした研究論文等の収集ですとか、地域の大学等に情報を問い合わせるなどして、より区域内の産業や風土に即した計画を策定するということです。

こういったステージに分けられておりますが、そのページの左下のほうに書かれておりますが、まずは比較的容易に入手可能な情報を活用して、地域適応計画を策定することが重要というふうに国では言っております。

なぜかと申しますと、気候変動の影響がさまざまな分野に及ぶということ、既に影響が生じている分野もあるということ踏まえまして、まずは、できる範囲で計画を策定して施策を展開していくということが重要だということ聞いております。

本来であれば、このステージ3のように区域の実態に即した情報の整理などができればよろしいのでしょうけれども、科学的知見の積み重ねなんかも必要になってくるのかなと考えられまして、そのためにできるところからというのが、こちらの趣旨となっております。

また元に戻って、資料1-2をご覧いただきたいと思います。

先ほど、道の適応方針を基本として、国のマニュアルで示されている構成内容に照らして検討、取りまとめを行うというふうに申しましたけれども、適応方針にある項目と国のマニュアルで示されている項目を突合して整理したものが5番目の計画の骨子（案）というところでございます。

左のほうに項目を大きく7つ掲げておりまして、右側のほうには、その項目に含まれる内容を記載しております。

まず1番目、はじめにということで、計画策定の背景ですとか、策定の目的、ほかの計画との位置づけなどを盛り込むこととなります。計画期間というところには下線を引いておりますけれども、これが適応方針の中には含まれていないということとなります。逆に、下線を引いていないほかの内容については、適応方針に盛り込まれているということでございます。

それから、2番目、本道の地域特性については、地理的、経済及び産業的、社会的と3つに分けて盛り込んでおります。これらは、適応方針にも記載されているものでございます。

それから、3番目の気候の長期変化と将来見通し、4番目の気候変動による影響、5番

目の適応に関する既存施策等、6番目の影響評価の考え方についても、それぞれに該当する内容は適応方針の中に既に盛り込まれております。

それから、7番目、適応策の推進方策ということで、推進に当たっての基本方針とか関連施策については適応方針の中に盛り込まれておりますけれども、下線を引いております各主体、具体的には道民、事業者、行政の役割ですとか、あと、同じく気候変動適応法で努力義務規定とされております地域気候変動適応センターの確保、それから、進捗管理については、これは適応方針の中にはないということになっております。

適応方針の概要については後ほど説明をさせていただきますが、計画に盛り込むべき内容の大部分が既に今の方針に盛り込まれているということ、それから、方針に記載の影響の予測ですとか評価については、国の影響評価報告書をベースとして、庁内関係部局に照会をしまして、内容をできるだけ道内の状況に近づけるよう精査をしてもらったりしております、先ほど、ステージの話をしていただきましたけれども、ステージ3までには至ってはいませんが、ステージ2には該当していると思われることから、今、お示しをした考え方により、計画を策定したいと考えております。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

○藤井部会長 ありがとうございます。

今のご説明に対してご意見等ございますか。何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤井部会長 また細かいところをご議論いただく機会があると思いますので、続きまして、適応計画の部会素案について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(井田主幹) 引き続き、私から説明をさせていただきます。

まず、素案の説明に入る前に、適応方針の概要について簡単に説明させていただきたいと思っております。

資料1-3をご覧くださいと思います。

概要版となっておりますが、こちらのほうで説明をさせていただきます。

最初に、1の策定の背景、意義ということで、まず、気候変動の影響への適応の定義、それから国内外の動きということで、平成26年に公表されました気候変動に関する政府間パネル、いわゆるIPCC第5次報告書や、平成27年に採択されました2020年以降の新たな枠組みとなるパリ協定、平成30年6月に公布されて12月に施行されました気候変動適応法などについて記載しております。

次に、この方針の位置づけということですが、これまでは北海道地球温暖化対策推進計画に基づきまして、ソフト、ハードの両面から緩和の取組を中心に温暖化対策を推進してきたところでございますけれども、気候変動の影響に対しまして、地域におけるリスクマネジメントの視点で本道の産業や道民の安全・安心などを守るために、今後の本道における取組の方向性を示す方針を策定して、今後は、緩和と適応を両輪とした地球温暖化対策を推進するという内容を記載しております。

それから、今、持続可能な開発目標、SDGsということが注目を浴びているところでございますけれども、この適応方針は、そこで掲げられた目標のうち、「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」という目標の達成にも資するという事を記載しております。

その次、2の本道の地域特性ということで、地理的特性、経済・産業的特性、社会的特性についてそれぞれ記載をしております。

それから、3の気候の長期変化と将来見通しということで、これまでの長期変化として、平均気温はおおよそ1.6度上昇していること、冬日、真冬日の日数が減少していることなどを、札幌管区気象台のデータを利用して記載をしております。

また、今後の将来見通し、21世紀末の話になりますけれども、平均気温は20世紀末を基準にして3度程度上昇すること、夏日は増加、冬日は減少すること、年降水量はおおむね10%程度増加することなどを記載しております。

それから、4の気候変動の影響と評価ということで、国の影響評価などにおいて、本道で予測される影響についてまとめております。例えば、農業であれば、水稲など一部作物の収量の増加、病害虫の発生増加や分布域の拡大、自然生態系であれば、高山帯・亜高山帯植物の分布適域の変化や縮小、エゾシカなどの分布拡大、健康では、熱中症による搬送者の増加、節足動物媒介感染症のリスク増加などを挙げております。

また、国の影響評価を基にしまして、本道の地域特性なども踏まえまして、重点的に取り組む分野としまして自然環境、産業、自然災害、生活・健康の4つを選定しております。

次に、5の適応の取組に関する基本方針ということで4つの方針を掲げております。

1番目は、本道の強みを活かす適応の取組の推進ということで、先ほど申し上げた四つの重点分野を中心に取組を推進していくということ、それから、道の政策分野に適応の視点を組み込んで関係部が連携した取組を推進していくことを記載しております。

2番目、情報や知見の収集と適応策の検討ということで、気候変動の影響というものは不確実性を伴うものでございまして、科学的知見を充実させることが重要で、なおかつ、集めた情報をきめ細かく、わかりやすく提供していくことも必要です。

そういった情報を基にして関係機関等と連携しながら適応策を検討していきたいと考えております。

それから、3番目、道民や事業者等の理解の促進ということで、適応については、事業者の方々、道民の方々にも身近なものということがございますので、そういった方々の適応への理解を促進するために、対象者を踏まえた普及啓発とか情報提供を推進していくこと、それから、気候変動適応法にも記載されておりますけれども、事業活動における気候リスク管理や適応を新たなビジネス機会として捉える適応ビジネスの取組の推進ということも進めていきたいと考えております。

それから、4番目、推進体制の充実・強化ということでございまして、行政だけではなかなか取組が進みませんので、道民の方、事業者の方、関係機関・団体と連携して、地域

における取組を推進していくということ、それから、住民等に身近な市町村においても適応の取組を進めていただくため、地域に応じた具体的な取組などの情報提供を推進していきたいと考えております。

それから、庁内的には、知事をトップとした北海道地球温暖化対策推進本部がございますので、こういった本部を活用しながら庁内の各部が連携をして取組を推進していくほか、今、国立環境研究所では気候変動適応センターが設置されているわけがございますけれども、そこをはじめ、国の機関とか道内の研究機関が参画している気候情報連絡会、気象台さんのほうで事務局を持っておりますけれども、そちらのほうとも連携を図っていくということを記載しております。

以上が適応方針の概要でございます。

続きまして、この適応方針を踏まえて、計画をどのような形にするのかということでお示しをしたのが資料1-5と資料1-6でございます。

ここでは、適応方針の内容と比較をしながら説明させていただきたいと思いますので、資料1-6をご覧くださいと思います。

字が細かくて恐縮でございますが、これに基づいて説明させていただきます。

まず、この表は、左側に適応計画の部会素案、真ん中には適応方針の内容、右側には整理とか修正した理由を記載しているところでございます。

まず、1ページ目、はじめにということでございます。

この計画を策定するに当たって、その趣旨等を簡単に記載しております。こちらにつきましては、適応方針を基にしまして、適応法の施行とか国の情勢などを踏まえて時点修正をしております。

それから、次のページをめくっていただきまして、第1章、計画策定の背景、趣旨等ということで、1番目、気候変動の影響への適応とはとありますが、ここの内容につきましては、地球温暖化対策は緩和と適応に大きく分けられて、その緩和と適応を両輪として進めていくことが重要であるということを記載しております。

ここにつきましては、適応方針のほうにも既に記載しており、内容的にも変わるものではございませんので、そのまま生かす形で計画に盛り込んでおります。

続きまして、3ページ目でございます。

気候変動に関する国内外の動きということで、いくつか記載をしているところでございます。

まず、1番目、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書の内容につきましては、適応方針に書かれている内容を、そのまま計画の中にも入れております。

それから、パリ協定の採択についても、基本的には適応方針に書かれているものをそのまま計画にも盛り込んでおりますけれども、昨年12月にポーランドで開催されましたCOP24で、協定の本格運用に向けまして、温室効果ガスの排出量の目標設定や報告に関するルールなどの実施指針について合意されましたので、その旨を加えております。

それから、4 ページ目に参りまして、3 番目、I P C C 「1. 5 度特別報告書」の公表とありますが、これは、昨年の10月に韓国で行われたかと思うのですが、I P C C の総会でも出されたものでございます。

パリ協定では世界の気温の上昇を2度に抑えて、できれば1.5度に抑える努力をしようという目標を立てているわけですが、1.5度上がった場合にどうなるのかということに焦点を当てて取りまとめられたものが「1.5度特別報告書」でございます。

簡単ではございますけれども、こちらのほうの記載は適応方針にはないものですから、今回、新たに記述を加えているところでございます。

それから、4番目、国における適応の取組ということで、適応方針にあるとおり、国において、これまで取り組んできた適応に関する動きに加え、先ほども申し上げました、昨年、公布・施行されました気候変動適応法に関する記述を追加しております。

5 ページは、適応法の概要ということで、国が出している概要版を掲載しております。ちょっと見づらいですが、方針に載せていた上の部分は、他県の例ということもありまして、今回はカットしております。

それから、6 ページ目でございます。

適応方針では地方公共団体の取組を参考ということで記載をしておりましたけれども、今回、計画となるために削除しております。

それから、7 ページ目、計画策定の趣旨、位置付け等ということでございます。

適応方針では、方針の位置付けということで記載をしていたわけですが、今回、計画ということで新たに記載をし直すということで、この部分は削除しまして、9 ページにあるとおり、新たに計画策定の趣旨ということで整理しております。

それから、2番目、計画の位置付けということで、今回の計画については、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置付けること、それから、道で北海道環境基本条例に基づき環境基本計画をつくっているのですが、その環境基本計画の個別計画として位置付けること、それから、10 ページ目、S D G s の話になりますけれども、適応に関するものということで、適応方針のほうでは、目標13番、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じることがその一つということで記載しておりましたけれども、もっとより具体的に記載をしたほうがいいのではないかとということで、S D G s の趣旨や関連するゴールを再整理したところでございます。

それから、3番目、計画の期間ということでございます。

本計画の期間は、国の気候変動適応計画に準じて、今後、おおむね5年間ということで考えております。

国の計画の話になりますが、お手元に分厚いファイルがお配りされているかと思いますが、そこにピンク色の附箋が張られている箇所があるかと思いますが、お手数ですが、そのページをご覧ください。

国の気候変動適応計画の概要を示している資料でございます。ページの左側の真ん中の

ところに計画期間ということで、21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後、おおむね5年間における施策の基本的方向等を示すというふうに書かれております。

これの意味するところでございますけれども、気候変動に関する施策は、最新の科学的知見を踏まえて実施することが重要とされております。そのため、国のほうでは、気候変動影響評価をおおむね5年ごとに実施することとしておりこれに連動しまして、国の計画についても、おおむね5年ごとに見直しをするというふうにされております。

道のほうでも、こういった考え方を踏まえまして、おおむね5年ということで考えております。

続きまして、11ページ目でございます。

適応方針では、方針策定の考え方が記載されておりましたけれども、今回、計画ということでございますので、ここは削除しております。

続きまして、12ページ目でございます。

第2章の本道の地域特性についてですが、ここでは地理的特性、経済・産業的特性、社会的特性の三つに分けてそれぞれ記載をしているところでございます。

ここにつきましては、基本的に適応方針で記載をされている内容を、統計とか最新のものが出ていればその数値を使うなど時点修正をしておりますが、その上で内容的には大幅に変えることなく計画のほうにも盛り込むということで考えております。

続きまして、15ページ目をご覧ください。

こちらは、第3章の気候の長期変化と将来見通しということで記載しております。

適応方針においては、札幌管区気象台で公表した北海道の気候変化（第2版）というのがございますけれども、これを基にして、これまでの気候の変化、それから、19ページ目以降は、今後の気候変化の見通しを記載しております。

こちらにつきましても気象台に確認をしまして、最新のデータに置きかえた上で計画に盛り込むというふうにしております。項目的には変更するものではございません。

続きまして、22ページをご覧ください。

第4章の気候変動による影響ということで記載しております。1番目の国による影響評価結果について、こちらの内容を簡単に説明いたしますと、国の気候変動影響評価報告書、これは平成27年に国の中央環境審議会が出したものですけれども、方針のほうでは、これをベースにして取りまとめております。

ちょっと見づらいですけれども、この報告書では「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」といった七つの分野に分け、さらに30の大項目、56の小項目に整理をしております。それぞれの項目に関して重大性、緊急性、確信度の三つの点から評価がされているところでございます。

この中で重大性が特に大きいとか緊急性が高いという項目に関しましては、他の項目よりも重点的に対策を行う必要があると考えられることから、道における取組の方向性とか重点的に取り組む分野を整理するに当たって、まず重大性が特に大きい、または緊急性が

高いといった分野、項目を抽出することとしまして、その抽出した結果が下の表に書かれているものでございます。

このように、適応方針で既に整理をしているところでございますので、こちらについては、計画にもそのまま盛り込むことを考えております。

それから、24ページをご覧いただきたいと思います。

2番目の本道において予測される影響等ということで、先ほどお話ししました重大性が特に大きいとか緊急性が高い分野、項目を抽出した結果に従いまして、国の環境影響評価報告書を基に本道で予測される影響を抽出して記載しているものでございます。

適応方針ではこのように程度整理をしているのですが、その後、国の気候変動適応計画において、新たな知見が追加されており、その知見は、昨年2月に出された「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018」というものがあるのですが、これを基にしているところでございますので、これを踏まえまして、本道で予測される影響を新たに追加しております。

具体的には、24ページで、例えば農業の果樹というところで醸造ワイン用ブドウ生産適地が広がる可能性があるという記述は適応方針にはなかったのですが、今回、計画を策定するに当たって新たに盛り込んだ影響予測となっております。その下の「ばれいしょ」もそうですし、25ページの林業の木材生産のところにも書いておりますけれども、下線を引っ張った部分が新たに追加したものとご理解をいただければと思います。

続きまして、29ページをご覧いただきたいと思います。

第5章の適応に関する既存施策等です。前の章で重大性が特に大きい、または緊急性が高い項目について影響等を整理しましたが、引き続き、その項目に沿いまして、道のほうでどんな施策が行われているのかをまとめたものでございます。

こちらの既存施策も適応方針策定の際に全庁に照会して取りまとめているところでありまして、計画にも、そのまま盛り込むということで考えております。

ただ、ご承知かもしれませんが、知事が代わりまして、先ごろ行われました道議会において、政策予算が盛り込まれた補正予算が可決されたところでございます。それに伴いまして新たな施策が出てくるかと思っておりますので、今日はお示しするのは難しいのですが、計画を策定する中で、また再度全庁に照会をいたしまして、新たに盛り込める施策がないかどうかを調べる予定ですので、申し添えます。

38ページをご覧いただきたいと思います。

第6章の影響評価の考え方ということで、道として、どのような分野に重点的に取り組んでいくのかを示しております。道が重点的に取り組む分野、項目ということで四角で囲まれているところがございますが、まず、項目の選定条件として、国の評価において、重大性が特に大きい、緊急性が高い、確信度が高いまたは中程度の項目をまず選定し、次にそれ以外で本道の地域特性とか道の既存施策を踏まえて重点的に取り組むことが必要と考えられるものとして、こういった条件から、こういった分野を重点的に進めていくかとい

うことを考えました。その結果、分野の考え方に記載のとおり、自然環境、産業、自然災害、生活・健康の四つに分類をして重点的に進めていくということにしております。

これにつきましても、適応方針のほうで既に整理をしているものでありまして、そのまま計画の中に盛り込みたいというふうに考えております。

39ページは、申し訳ございません、ここは非常に表が見つらいのですが、先ほどご説明した条件による選定の結果を示した表でございます。こちらにつきましても、非常に見つらいので、後ほど、資料1-5でご確認をいただければと思います。

それから、41ページをご覧ください。

第7章の適応策の推進方策でございます。

適応方針を取りまとめる際も四つの基本方針を掲げておりましたけれども、その四つの基本方針は、計画でそのまま生かしたいと考えております。その上で、表現の変更などを行っているところでございます。

それから、方針にはなかったのですが、例えば(1)の本道の強みを生かす適応の取組の推進ということで、自然環境と産業、自然災害、生活・健康の四つの分野について、取組の視点ですとか主な施策を記載しておりますが、さらに、関連するSDGsの目標を今回新たに追加しております。

先ほど、目標13が直接的に関係するものをご説明しておりますけれども、例えば、自然環境で言えば、目標の6、14、15も関わってくるのではないかとということで、それを新たに記載しているところでございます。

これにつきましては、(2)の情報や知見の収集と適応策の検討や、45ページにある(3)の道民や事業者等の理解の促進にもSDGsの目標を新たに追加しているところでございます。

続きまして、46ページをご覧ください。

(4)の推進体制の充実・強化ですが、適応方針に書いていることをベースにしつつ、内容を追加しております。まず、地域気候変動適応センターの確保ということでございます。適応センターは、科学的知見など気候変動に関する情報の収集・提供とか、影響予測・評価をする拠点ということで、各地方公共団体が確保するよう努めるということで法に規定されているものでございます。

適応に関しては、最新の知見の収集、提供などを通じて推進していくことが極めて重要と考えておりますので、そういった機能を持つセンターを確保したいと考えております。

確保した後については、国立環境研究所に国の気候変動適応センターを設けているわけでございますけれども、そのセンターをはじめ、先ほども出ました気候情報連絡会などとも連携をしまして、最新の知見を収集するなどして取り組んでいきたいと考えております。

また、このセンターを活用いたしまして、市町村においても適応の取組に積極的に対応していただくように情報提供等を進めていきたいと考えております。

次に、気候変動適応広域協議会への参画ということで、こちらは気候変動適応法に基づ

き国で設置をする協議会で、全国を7つのブロックに分けて設置されているものでございます。昨日、北海道ブロックの協議会が行われまして、私が出席してきましたが、今のところ、関係する国の機関とか道内の市町村などで構成されていまして、情報提供等を行う場ということでございますけれども、こういった協議会を活用しまして、広域的な視点から適応の取組を推進するというところでございます。

次に、庁内の推進体制については適応方針のほうにも書いておりますけれども、繰り返しになりますが、知事をトップとします地球温暖化対策推進本部を活用して関係各部と連携をしまして、施策に適応の視点を組み込みながら適応策を展開していくということ、それから、緩和と適応を両輪とした取組を総合的かつ計画的に推進していくということを記載しております。

続きまして、2番目の各主体の役割ということで、今回、計画を策定するに当たりまして新たに追加をした項目でございます。気候変動の影響は広い分野に及ぶものでありますことから、適応の取組は、道だけではなくて、事業者の方々、道民の方々など、多様な関係者の方々がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力して推進していくことが重要ということを示しております。

具体的にどのような役割かということで、47ページをご覧ください。

まず、道の役割について記載させていただいております。

まず、ただいまご議論をいただいております地域気候変動適応計画を策定いたしまして、施策を実施すること、それから、適応の取組を実施するに当たって、道民や事業者の方々、関係機関・団体と連携して推進すること、道が実施する施策に適応の視点を組み込んで、各分野における適応策を展開すること、地域における適応の取組を促進するために、関係機関等との連携のもと、市町村に対して情報提供や普及啓発、技術的助言を行うこと、道民や事業者の方の適応に対する関心と理解を深めて、それぞれにおける取組を促進していただくため、関係機関や北海道地球温暖化防止活動推進員などと連携するなどしまして、情報提供や普及啓発を行っていくということ、繰り返しになりますが、国が設置する気候変動適応広域協議会に参画をして、構成機関等との情報交換、共有や科学的知見の整理を行うこと、そして、適応に関する情報収集等の拠点となる地域気候変動適応センターの確保について検討を進めることということで記載させていただいております。

次に、事業者の役割ということで、気候変動の影響が自らの事業活動のみならず、社会や経済などにも大きな影響を及ぼしうるということを踏まえまして、サプライチェーンの多重化や洪水時の浸水対策など、業務を円滑化させるための気候リスク管理に取り組むよう努めること、それから、国や地方公共団体が実施する適応に係る施策に協力するように努めていただくこと、適応に関する技術開発や製品、サービスの提供などのいわゆる適応ビジネスと言われるものを展開することによりまして、適応の取組の推進の支援を期待するということが記載しております。

次に、道民の役割ということでございますが、気候変動の影響は道民一人ひとりの生活

にも及ぶことから、地方公共団体が行う普及啓発事業に参加するなどして適応に対する関心と理解を深めて、例えば、熱中症予防の徹底や防災情報の確認などの対策を自ら実践するよう努めること、それから、日々の暮らしや仕事の中で気づいた情報の提供等を通じて、国や地方公共団体が実施する適応に係る施策に協力するよう努めることを記載させていただいております。

最後に、市町村の役割ということで、気候変動適応法の趣旨を踏まえて、市町村の区域における状況に応じて、適応の取組を総合的かつ計画的に推進することを期待するということでございます。

48ページをご覧ください。

3番目の計画の進捗管理ということでございます。

緩和に関する進捗状況の管理は、後ほど説明させていただきますけれども、地球温暖化対策推進計画に基づく点検評価ということで、これまでも行ってきたところでございますが、適応に関する進捗管理については、今は、指標の設定が困難であり、効果の評価を行うには長期間を要するという課題があって、国のみならず、国際的にも現時点では具体的な手法は確立されていない状況でございます。

国のほうでは、今年度の予算におきまして、進捗管理の方法を研究する事業を実施することにしており、道としましても、その状況を見ながら、今回策定する計画における手法を検討していきたいと考えております。

また、ここには書いておりませんが、先ほど述べました既存施策については当方でも把握しておりますので、例えば、毎年、事業内容をこちらのほうで調査するなどして、どのようなものが行われているのかというのを把握していきたいと考えております。

時間が余りなくて雑駁な説明となりましたが、私のほうからは以上でございます。

○藤井部会長 どうもありがとうございます。

ご説明だけでも大変だったと思いますけれども、今ご説明いただいたことに関して、何かご質問、ご意見等ございますか。

○中津川委員 今、ずっと説明を聞いていてわからないのは、方針と計画は何が違うのだろうということです。いつまでに何ができるのかというのが計画だというふうに認識しているのですけれども、いつまでというのは5年後というご説明がございました。5年後までに何をやるのか、ずっと聞いていて、そこがわからなかったところです。流れで言いますと、今の資料の1-6の41ページあたりに適応策の推進方策というのがあったのですけれども、第7章の第1がやはり方針ということで、最後まで計画がどこにも出てこないということで、一体計画とは何ぞやというのは最後までわからなかったのですけれども、例えば、地域気候変動適応センターをつくるとか、役割を發揮させたり、センターができたということが5年後の成果になって、それでよかったという話になるのか。もうちょっと中身的なものが、何が達成されるのかが見えなかったので、そこをどういうイメージで考えられているのか、ご説明いただければありがたいです。

○事務局（井田主幹） 例えば、緩和の計画については、削減目標を設定しまして、その目標に向かってこういった取組をやっていきたいと思いますということを具体的に記載することが出来ますけれども、この適応計画については、具体的な目標をどこに置くか、設定がなかなか難しいところがございます、国のほうもそうですけれども、具体的にどこをどう達成すればよいのかというのが、なかなか示しづらい状況にあります。

ですから、他の計画とはちょっと毛色が違いまして、具体的な目標はなかなか設定しづらい状況ではあるのですが、そうは言いつつも、気候変動の影響というのは日々出てきているわけでもございますので、まず、こういった取組を推進していきましょうということを示しているということでご理解をいただければと思っております。

○中津川委員 私が例えば道の担当者になっても、そういうお答えをせざるを得ない、難しいということがわかっていて聞いたのですけれども、例えば、いろいろな既存の政策がありますね。それがどういう部分に当てはまって、それがどのぐらい5年間で進捗したかとか、せめてそういう示し方をしていかないと、具体的に適応策が進んでいるかどうかというのがわからないのではないかと思います。こういうざくっとした書き方だったら、5年後に何をもって進んでいるのか、進んでいないのか判断できないのではないかと思います。そういう質問をさせていただきました。

○事務局（井田主幹） 先ほども申し上げましたけれども、施策については、こちらのほうでも毎年どのようなことが行われているのかというのを把握してやっていきたい。進捗状況をどう押さえていくかは、まだはっきりとしたことは言えませんが、どのようなことが行われているのかということは把握していきたいと考えております。

○中津川委員 その進捗状況を見える化してほしいということです。

○山野井委員 今の話にもあったのですけれども、地域気候変動適応センターを設置するというのが1番目に見える形で、すぐやらないといけないことという印象を受けて、それを検討するというふうにその中には書いてあるのですけれども、一方で、前の緩和のほうの軸になっている北海道地球温暖化対策推進本部をベースにそちらは動いているということになっていると思うのですが、両者の関係というのは今後どうなるのですか。

今後、緩和がなくなるわけだけでも、10年行ってきた緩和とこれからの適応という二つの概念が両輪ということで示されているように、両輪で進むということだと思いますけれども、推進本部というのがなくなるのか、あるのか知りませんが、それと、今回の適応センターが立ち上がって、融合していくのか、単独ということもないと思うのですが、そういった形で運用していくのか、その辺についての指針のようなものがあるのですか。

○事務局（井田主幹） まず推進計画、緩和に関する地球温暖化対策推進計画があるので、こちらは緩和の対策を進める基となるものですから、これがなくなるということはずりません。

緩和に関する計画があって、今回、適応に関する計画もつくって、それを基に緩和と適応を両輪として進めていこうと考えているところでございます。

○山野井委員 新たにつくるセンターと前からある推進本部というのは、組織もないのかもしれないですけれども、今後、どういう運用の仕方につながっていくのか。それを統合しないで、結局、温暖化の問題を一つやっているわけで、両輪としてやっているわけで、何か、その辺、考え方を整理しておいたほうがいいのではないかと思います。

○事務局（井田主幹） まず、推進本部は庁内の組織ということで、関係各部が入ってやっているものでございます。

適応センターは、今、どこに確保するのかという検討を開始しているところです。

○山野井委員 庁内ということでもないのでですか。

○事務局（井田主幹） そのとおりでございます。外部に確保するというのも考えております。他の県の例ですと、それこそ今私がお話しした地球温暖化対策推進本部と同じような組織をセンターとしているところもあれば、外部の、例えば大学とか県の環境研究所に確保する例もあるのです。どこに確保するかによって、つながり方が少し変わってくるのかなと思っております。今後、今お話ししましたことを踏まえて、つながりについても考えていければなと思っております。

○藤井部会長 ほかにいかがでしょうか。

○宮森委員 S D G s の目標のことなのですが、資料 1 - 5 のページでお聞きしてよろしいですか。

7 ページの「気候変動適応と S D G s の目標」の 1 2 番目「つくる責任、つかう責任」が、3 4 ページから始まる第 7 章の適応策の推進方策の中のどこにも入っていません。これは緩和のほうで主に入っているということなのかもしれませんが、3 5 ページの産業とか、生活・健康とか、特に 3 7 ページの道民や事業者等の理解の促進のところには、「つくる責任、つかう責任」が入ってもいいのではないかと思いますので、ご検討していただきたいです。

○事務局（井田主幹） 目標を記載するとき、S D G s を所管する部局のほうに、こういった形で載せたらどうかということで照会をした経過がございまして、そのときの結果が今お示したものですけれども、お話をあつた内容については、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。

○宮森委員 もう一つ、マークのことですけれども、影響評価の考え方で 3 1 ページの第 6 章に、道が重点的に取り組む分野・項目ということで○とか△の表記の意味が書いてあるのですが、次のページの表には□があります。1 8 ページの国の影響評価には、□が低いという記載があるのですが、道のほうにはその説明がないようです。

○事務局（井田主幹） 例示が必要ではないかということですね。

○宮森委員 そうですね。表の下のほうにでも書いていただければと思います。

○事務局（井田主幹） これは 1 8 ページにある凡例と同じものですので、記載するようにいたします。

○東條委員 国の策定マニュアルの 8 枚目の説明をしていただいたときに、S T E P 4、

5、6のところ、どんな影響があるかを調べて、それに対してどんな既存の施策があるかを対応づけて、何が足りないのかを考えて新しいものをつくるというふうに私は理解したのです。

そうすると、この計画の4章、5章の対応なのですけれども、4章のところの影響については、項目ごとに具体的な影響が出ています。ということは、この各影響に対して、どの施策が打てているのかというのがSTEP5の作業だと思ったのです。

ところが、5章は、どの影響ではなくて、項目対応していて、大項目では何が得られているかということはわかるのですけれども、そのことがどの影響に対応しているかというのがあると、より具体的にこの影響にはこの施策が対応できているというふうに理解できて、さらに、欠けているのは何が、この影響については施策が打てていないから新しい施策が必要なのだというふうなことであると理解しやすいのですけれども、その対応、すなわち4章の具体的影響と5章の現在の施策、その対応をとることはなかなか難しいでしょう。

○事務局（井田主幹） 第4章は小項目単位で、第5章は大項目単位ということでまとめております。

適応方針をまとめる際に、第5章も最初は小項目単位で整理をしておりましたが、施策が複数の小項目にまたがるもののがかなり出てきまして、逆に見づらくなってしまったということが生じてしまいました。そういうこともございまして、逆に大項目単位の方が見やすいとか、わかりやすいのかなということで、第5章については大項目単位でまとめたという経過がございますので、これでやらせていただければと思っております。

○東條委員 わかりました。

個人的に具体的に聞きたいことは、この影響に対して対応は既存の施策でできていると見るべきなのか、そこがわからなかったのです。それが足りないところがあるので7章があるという理解をすべきなのですね。

○事務局（井田主幹） はい。第5章は、あくまで今までやっている施策をまとめたものということでございます。

ただ、今までやってきた施策だけでは、対応できないものも後々出てくるかと思しますので、既存施策は既存施策として整理をした上で、また新たに取組の視点を持って施策を展開していかなければならないということで、第7章でお示しさせていただいております。

○中津川委員 私の理解では、こんなにいっぱい第5章でやっているのだけれども、全部できないので第6章で重点的なものを絞り込んで、それを受ける形で第7章でこういうことを考えていきたいと思いますかと思いました。だから、第7章で多分そういう適応計画みたいなものが本当は出てくるはずなのだけれども、先ほどの質問と関係するのですけれども、それが最後までわからなかったということですが、間違っていないですか。

○事務局（井田主幹） お見込みのとおりでございます。

○小林（良輔）委員 47ページの事業者の役割のところの簡単な確認なのですが、丸の

1 番目なのですがけれども、2 行目のサプライチェーンの多重化、あるいは洪水時の浸水対策云々と書いてあるのですがけれども、気候リスク管理に取り組むよう努めることとは、まさに企業としてのBCPという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（井田主幹） 結果的にはBCPにもつながってくるものというふうに考えております。

こういった気候リスク管理ということを通してBCPの策定を推進していただければと環境省のほうも考えているところがございます、そのために、こういった気候変動によって、こんな影響があるとか情報提供を積極的にやっていきたいというふうに聞いております。

○小林（良輔）委員 その情報をベースにBCPに反映させていくと、事業者としてはそういう理解でよろしいのですよね。

○事務局（井田主幹） 国のほうでは、BCPを策定しなさいということまでははっきり言ってはいないです。

ただ、そういったBCPの策定に活用というか、それに結びつけられる形で推進できればと聞いております。

○小林（良輔）委員 よくわからないのですが、企業としては、当然、ここにあるように、自らの事業活動を継続していくためにBCPを策定していくわけですね。その中に、確かにこういった気候変動の要因も入ってくると。そこを踏まえた上でBCPを幅広く策定していくということですね。そうでないと、事業者は何を具体的にやったらいいのかというところが見えてこないのです。

○事務局（井田主幹） おっしゃられていることはそのとおりです。これをもってBCPをつくることを強く押しているわけではないということを説明したかったのですが、すみません、説明の仕方が悪かったです。

○小林（良輔）委員 わかりました。ありがとうございます。

○藤井部会長 他にいかがでしょうか。

○東條委員 提案なのですがけれども、政策とその影響を対応させるのに、例えば、実施されている既存施策に全部番号をつけて、それを4章の各項目に番号を、例えば、4章の予測される影響等の文書の最後に対応施策の数字が載っていると、これはこれで対応できるというのがよくわかると思いました。難しい場合は結構です。

○事務局（井田主幹） 考えさせていただきたいと思います。

○中津川委員 資料1-6の47ページの各セクターの役割みたいなものを書いてあるのですがけれども、少なくとも北海道の問題については、北海道がきちんとイニシアチブをとってやるべきだというふうに私は思っているのですがけれども、例えば（4）の市町村の役割というのが、最後に「期待」で終わっているのですがけれども、期待するだけでいいのでしょうか。もうちょっと積極的にイニシアチブをとってやることはないのでしょうか。

さらに言いますと、札幌市はどうなのでしょう。政令都市なので、札幌市は札幌市で

いろいろ考えられていると思うのですけれども、道は札幌市以外のことをやって、札幌市は札幌市のことをやってというふうになっているのか、それとも、もうちょっと包括的に北海道全体の話を考えるようなことになっているのか、この書きぶりだと、それぞれやってくれみたいな話になっているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○事務局（井田主幹） まず、市町村の役割で「期待」ということで終わっているのは、地方分権一括法ができたときに都道府県と市町村は同等であるということになったものですから、道のほうで市町村にこれをやってくださいという話は言えなくなってしまうということがございまして、そういったことを背景に、道が「期待」というような書き方になっております。

また、計画の策定は政令指定都市である札幌市も他の市町村も努力義務が課せられておりまして、札幌市さんのほうでは検討を開始されたというふうに聞いております。当然、札幌市を含んでの北海道というところもございまして、そこは札幌市と連携を図りながら適応策を推進していかなければならないのかなというふうには考えておりまして、いろいろ話をさせていただいているところです。

○藤井部会長 今の点に関しては、事業者と道民に関しても「努める」「期待」で全部終わっているのです、道と自治体とヒエラルキー関係だけではなくて、(2)から全部その辺、文章が曖昧だと思うので、そういうところなるべく気合いというか、やる気を見せるためにも、文章は、多少、踏み込んで行けるところは行ったほうがいいと思います。

それから、道と市町村が同等だということですが、適応計画の問題は、国と都道府県が同等でないところが問題で、結局、国がこれをやりなさいと、適応センターをつくりなさいと言ってきて、ところが、対応するのは、緩和策と違って困っている場所でやらないといけないわけです。だから、時間規模も空間規模も違うということが適応策と緩和策の大きな違いです。当然、目標年が立てようがなかなかないですね。2030年とか2050年とか、事業によっても産業によっても違いますからね。目標年がないということは、いち早く、適応策のほうが緩和策よりも先にやれることからやるべきだということだと僕は思うのです。そういう意味では、5年ごとに見直しがありますけれども、どんどんやっていかないといけないということだと認識しておりますけれども、いかがでしょうか。

これは、センターができないとわからないところもあると思うのです。それから、地球温暖化対策本部の本部長は知事だということで、知事のトップダウンに期待するところと、これから立ち上がるであろうセンターで対応すべきところは、まだどっちも正直よく見えていませんから、そこをこれから積極的に部会としても見ていく必要があるのだろうと思いますけれども、どうでしょう。

きょうはあと30分ぐらいしかないのですけれども、一応、私が承った役割としては、これをまとめようということなのですけれども、今、二通りあって、継続審議と意見、これは一応部会としてはまとまったということで親会に報告するということなのですけれど

も、いろいろなご意見をいただいて、至極ごもつともなことが多いのですけれども、どうでしょうか。1案としては、親会ではたしか早くまとめなさいという意見が出て、道民のご認識としても多分そういうことだと思うのです。

ということで、例えば、きょうのご意見をいただいたことは事務局でまとめていただくとして、最終的には部会案の作成は僭越ながら私に一任させていただくというのが1点、あるいは、引き続き、また継続、調査審議ということですが、どういたしましょうか。調査審議の場合は、どこかでまた集まらなければいけないと思いますが、メール審議というのは余りないですよ。いかがでしょうか。

○事務局（阿部気候変動対策担当局長） 1点だけ補足というか。

いただいた意見については、東條先生からいただいたことについては、テクニカルでどうまとめられるかというところもあると思いますし、そこは整理をして、また後日、ご相談したいというふうに思っております。

また、中津川先生からいただいた最後の「見える化」のところについては、進行管理のところ、今できることは、先ほど事務局から説明させていただいたとおり、ここに書いてある施策がどうやってこれから毎年やっていけるかということ、これを庁内各部で情報収集して、それで施策が進んでいるかどうかということ、現状としては少しずつ図っていかねばならないだろうということですから、その辺をこの中で書き込めるかどうかも含めて、もうちょっと具体的にお示しできるようなことは工夫をしてご相談させていただきたいと思っております。

それから、事業者、特に市町村のところの書きぶりのところですが、ここは各主体の役割ということで記載をさせていただいておりますので、この中でどんなことをするかというところは、この項目としてはなかなか難しいかなと思っておりますので、例えば、その前の45ページのところで、道民や事業者等の理解の促進という項目を設けておりますから、その中で、例えば、道が道民や事業者の皆さんにどんなことをするか。基本的には、現状としては、適応に関するさまざまな情報提供だとか、いろいろなことをお示しするというのと、あと市町村に対しても、どういうことを取り組むかということをもう少しこの中で書くというようなことで整理をするのはどうかなというふうに思っております。役割のところ、こんなことをしてくださいということまでは難しいということは先ほど説明したとおりなので、例えば、市町村等の役割、道が今回つくる適応計画はあくまでも全道全体を見たような形ですが、先ほど言ったように、札幌市は札幌市の中で独自のいろいろな地域性を考えて、それぞれ市町村で取り組むと。それは各自自治体も同じようなことで考えておりますので、例えば、道のつくる計画などを情報提供しながら市町村独自に、適応計画まで行くかどうかわかりませんが、適応の取組は、それぞれ施策を進めていただけるような方向性で示していければと思いますので、この辺は少し工夫させていただいてはどうかというふうに思っております。

○藤井部会長 あとは、先ほど委員の皆様からいろいろご意見をいただいた、例えば、部

会の中で見えない部分ですね。札幌市との連携、それから、宮森委員から言いました目標12の件、これは、私は専門委員のご意見としては非常に貴重だと思うのですが、ほかの部署との話し合いですよ。それから、多分、多くの委員はご存じないかもしれませんが、午後に違う部会が立ち上がるわけです。新たに循環型社会のプラごみを含むのが。部会をやっているだけではなかなか見えないところは意見のコメントの出しようがないので、そういうところもしっかりやっていただくということは私からもお願いしたいと思います。

それを踏まえてどうですか。ぜひ継続審議したいというご意見は。

○中津川委員 細かいところを議論すると切りがないと思うのです。だから、これはこれでやりながら、いろいろ具体的な話は意見を言いながら進めていったほうがいいのではないかなと思います。今は一旦決めてしまっていいと思います。

○藤井部会長 P D C Aもあると思います。ほかの皆様は、よろしいですか。

○小林（ユミ）委員 宮森委員の話聞いて私も同じように思いました。緩和と適応と両輪としてということであれば、緩和策のほうに入れている再エネとか省エネについても、適応策に忘れられてはいけない視点だと思います。SDGsのラベリングづけのときには抜け落ちてしまうかもしれないのですが、各専門の部署との調整の中でお話を聞くだけではなくて、こちらで議論されていることも踏まえて、道庁の中でもしっかり議論してつくっていただければいいなというふうに思っております。

あと、市町村に関して言えば、私たちの活動の中で市町村の方とお話しても、なかなか環境の温暖化対策というところまで小さな自治体は手が回らないところもあって、さまざまな業務の中でやられていくので、情報提供を進めるだけではなくて、何らか計画なり何なり進めていくときに、きちんと人材を派遣するとか、そういう手当も必要なのではないかというふうにも思っています。書き加えられるところということだったので、その視点もぜひ地方のほうにも向けてほしいと思います。

○東條委員 私の意見については、これを理解しやすくできるかなという程度のもので、今回のところで特に進めるということではなくて、先ほど非常に難しいという話もありましたので、今後、可能性があればという程度でご理解ください。

○中津川委員 要するに、計画の進捗状況とかは、毎年この部会の中で報告されるという考え方でよろしいのですか。そこで意見が言える場があるという理解でいいよろしいですか。

○事務局（北村課長） 先ほど、中津川委員からありましたとおり、計画をつくったことで何ができるかという部分もありますので、そこはまず、この計画をつくった、方針もそうではあるのですが、第1の目標としては、我々は、やっているものが適応に組み込まれているものだというもの示す、それを考えるというのが目的の一つでもございますので、そこを確認するためには、当然、適応するためにこのような施策を進めているという整理が必要になりますので、その部分は、当然ここに載せられている施策も含めるし、

新たな施策も含めて整理はしなければいけないと考えておりますので、そういった部分で毎年取組の状況という形での報告は考えております。もちろん公表も考えております。

○中津川委員 わかりました。

○事務局（北村課長） 取組の状況ということです。

○中津川委員 緩和策と適応策と両方ですね。わかりました

○藤井部会長 ほかにございませんか。

○菅井委員 ちょっとずれてしまうかもしれませんが、「はじめに」のところで、201016年)の8月の台風から入って、去年の7月の梅雨前線の停滞というところまでは来ているのですが、直近の話題として、ことしの5月26日に佐呂間町で39.5度というかなり異常な事態というか、そんなトピックスがありましたので、それも織りまぜていただけるといいなというのが気象関係者の意見でした。

○事務局（井田主幹） 承知いたしました。

○藤井部会長 ほかによろしいですか。

事務局のほうで何か不明な点はございますか。いろいろ意見をいただいていますけれども、よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤井部会長 そうしたら、僭越ながら、これは私のほうで預かって、事務局と私の夏の宿題として取りまとめて環境審議会の親会のほうに図りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤井部会長 どうもありがとうございました。

それでは、議題の1個目が終わりましたので、2個目です。北海道地球温暖化対策推進計画に基づく措置及び施策の実施状況ということであります。対策、施策の点検評価ですが、その概要、進め方について、事務局からご説明願います。

○事務局（名畑主査） 気候変動対策課の名畑と申します。よろしくお願ひいたします。

私のほうから、点検評価に関してご説明させていただきます。

それでは、資料の2-1から2-4を用いてご説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。

こちらは、本日付で北海道知事から北海道環境審議会の中村会長宛ての文書となっております。平成30年度における北海道地球温暖化対策推進計画に基づく措置及び施策の実施状況についてという諮問文となっております。

平成22年5月に策定しました推進計画について、その着実な推進を図るため、同計画に基づく措置及び施策の実施状況の評価について諮問しますというものでございます。

諮問理由はその下に書かれていますが、北海道地球温暖化防止対策条例に基づき策定しました推進計画について、条例第10条の規定に基づき、計画に基づく施策について定期的に学識経験者等による評価を受けるものとされ、また、計画第5章の3において、計画

に基づく措置及び施策の実施状況について北海道環境審議会等による評価を受けていることとされていることから、その調査審議をお願いするものでございます。

本件につきましては、知事から審議会の会長宛てとなっておりますが、この調査審議につきましては、審議会の要綱において指定事項ということになっておりまして、自動的に温暖化対策部会のほうに付託されるものとなっております。

ですので、こちらのほうは、今年度におきまして、本部会においてご審議いただくとともに、部会の決議により、答申を行っていただいて、最終的に環境審議会のほうに報告するという形で進めさせていただきます。

続きまして、資料 2-2 をご覧ください。

具体的な点検評価の進め方をフロー図によりご説明させていただきます。

上から、一番左側ですが、施策評価、その下に温室効果ガス排出量、シナリオの進捗状況と大きく三つのルートに分れておりまして、一番上の施策評価については、平成 30 年度の施策について定量的なデータ、もしくは間接的な補完データ等を用いて関連事業の実施状況の評価するという形で進めさせていただきます。

その下の温室効果ガス排出量については、国等が出しました統計データが確定するのが少しづれることから、今年度の評価については、平成 28 年度（2016 年度）の温室効果ガス排出量について直近のデータから推測・補完データとしまして排出状況の傾向分析を進めます。

一番下のシナリオの進捗状況につきましても同様の形で進めさせていただきます。これらをもとに、右側に行きますけれども、施策の進捗状況、達成状況の評価、特に重点施策という三つの施策も定めておりますので、こちらのほうの評価を進めていくという形になっております。

続きまして、資料 2-3 をご覧ください。

点検結果報告書の内容（案）を示させていただいております。報告書の構成ですけれども、一つ目は報告書本編というものです。その下に概要版がありまして、報告書本編と概要版の二つを作成していきたいと考えております。

お手元の分厚いファイルに緑の附箋を張っております。そちらに昨年の報告書があります。そちらをご覧くださいながらと思うのですが、よろしいでしょうか。

緑の附箋がついておりますのが昨年の報告書で、1 枚めくっていただきまして、目次のところから説明させていただきます。

1、まず趣旨及び目的、2 のほうに進捗状況及び把握及び評価方法とあります。その後 3 番で、温室効果ガスの排出量の状況等ということで、実際の排出量の算出結果、それと、削減シナリオの進捗状況、審議会からいただいた答申に対する対応、そして、主に道の施策ですけれども、それらの評価ということで構成しております。

具体的には、少し飛んでいただきますが、31 ページをご覧ください。

このページ以降、道が行っております施策について詳細に示しております。それぞれ

の評価等を記載しております。

さらに飛びまして、88ページからは道内の取組状況ということで、道の取組に加えて、市町村さんの取組状況、事業所さんの取組状況、または調査研究の状況などを詳細にご報告させていただいているところがございます。

一旦資料の2-3にお戻りいただけますでしょうか。

今、昨年度の報告書をご覧いただきましたけれども、今年の報告書(案)についても基本的な構成は同じように考えております。

ただ、昨年のもので約150ページにわたるような報告書、大冊になっておりまして、どこに何が書いてあるかわかりにくいというご指摘もございますことから、今年度の報告書は今作成している途中ですけれども、よりわかりやすい形で少し変更しながら検討を進めておるところでございます。

続きまして、資料2-4をご覧ください。

今年度の道推進計画の点検・評価スケジュールをお示ししております。

縦に時系列となっております、4月以降のスケジュールを書いております。現在、温室効果ガス排出状況等の取りまとめを随時進めております。7月、本日の部会のことですけれども、諮問をさせていただきまして、今後、調査審議という形になります。報告書がおおむねできましたら、庁内の関係部局のほうにも照会、幹事と書いておりますけれども、そちらのほうに照会しまして、報告書を固め、11月ごろに再度部会を開かせていただきまして、調査審議と答申をいただければというふうに考えております。

11月の予定ですけれども、例年で言いますと、10月ごろに次の部会を開かせていただいているのですけれども、今年度については、温室効果ガスの排出量の算定方法の見直しが若干必要となっております。平成28年度から電力自由化がスタートした関係で算出方法の見直しを行っているところでありまして、そのデータのベースとなる国の報告データが例年より入手できる時期が遅れる見込みでありまして、昨年度より1カ月程度遅れる予定というスケジュールにさせていただいております。

私からは以上になります。

○藤井部会長 ただいまのご説明について、何かご質問等がございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤井部会長 それでは、何がどこに書いてわかりやすい報告書になるということを期待して、この件については、当部会において調査審議としたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、続きまして、推進計画に基づく平成29年度の措置及び施策の実施状況等について、昨年10月、北海道環境審議会から答申した事項への対応について、事務局からお願いいたします。

○事務局(名畑主査) 引き続き、私からご説明させていただきます。

最後の資料になりますが、資料2-5をご覧ください。

A 4判1枚の裏表となっております。

今、部会長からもご説明ありましたが、昨年10月にいただきました答申の内容について、その対応状況を示させていただいております。

まず、一番左側の項目というところの温室効果ガス排出量の状況というところで、答申としましては、近年、温室効果ガス排出量は、民生部門における電力使用量の減少などにより減少傾向にあるが、基準値に比べると増加していることから、削減目標の達成に向け、引き続き、重点施策を中心とした取組を推進していく必要があるというご意見をいただいたところでございます。

それに対する対応状況でございますが、黒丸で書いているところでございまして、削減目標の達成に向けて、引き続き、推進計画に掲げた三つの重点施策を中心に、関係各部及び関係機関、民間と連携しながら、効果的な対策、施策を推進しますということで進めさせていただきます。

続きまして、削減シナリオの達成状況ですが、こちらは2項目あります。

まず、1項目目、削減シナリオの進捗状況については、順調に取組が進んでいる項目もあるが、全体としては計画どおり進んでいないことから、それぞれの取組をより一層推進していく必要がある。特に道民の環境配慮行動やエコドライブなど取組が進んでいない項目については、新たな施策を検討するなどして削減に取り組む必要があるというご意見をいただいております。

その対応状況ですけれども、取組が進んでいない項目に関して、計画に基づく施策の点検評価の結果等を踏まえ、より効果的な施策等を検討しますということで、エコドライブなどについては、運輸関係の方々への講習会の実施を計画しているところでございまして、そういった形で進めさせていただいております。

もう一項目ですけれども、なお、実施状況を取りまとめる際には、エネルギー消費量の推移などを活用し、道民や事業者の削減努力を可視化する工夫も検討する必要があるというご意見をいただきました。

こちらについては、削減シナリオの進捗状況を評価する際には、項目ごとの分析に加え、エネルギー消費量の推移等を参考にするなど、わかりやすくまとめる方法を検討しますということで、今、報告書を検討させていただいております。

続きまして、施策の実施状況ですが、全道各地で実施されている道民やNPOなどによる地球温暖化対策の取組について、引き続き、きめ細やかな把握に努め、最新の事例を積極的に情報発信するなど、各主体の自主的な取組が促進されるよう支援していく必要があるというご意見です。

それに対しまして、道内各地域で行われている地球温暖化対策の取組については、引き続き、北海道環境財団などと連携して、施策の点検評価等で情報を収集するとともに、ホームページや会議の場などを活用し情報発信に努めていきますということにさせていただいております。

最後の項目は、今後の施策等についてで、①から⑤までございます。

まず、表面の①についてでございますけれども、先に発生した大規模停電により、さまざまな分野に影響が及んだことを踏まえ、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入を促進し、災害に強い地域づくりを進めていくというご意見をいただきました。

こちらについては、庁内関係部局、特に経済部と連携しまして、身近な地域で自立的な確保が可能なエネルギー資源を、地域の実情に応じて効果的、効率的に活用していただけるよう、災害時の自立型電源となり得るエネルギーの地産地消の取組を加速してまいりますとさせていただきます。

続いて、裏面をお願いいたします。

②番ですけれども、道民、事業者等の節電や省エネルギーに係る取組について、改めてその重要性を認識し、より一層の取組を推進することといただいております。

これにつきましては、道民、事業者を対象とした省エネ、節電に係る普及啓発やエコドライブの推進など、ライフスタイル、ビジネススタイルの転換に資する取組を推進するとともに、エネルギーの高率的利用に貢献した企業への表彰、道有施設における率先した省エネ化の取組などにより省エネルギーの促進を図ってまいります。

続いて、③地域における地球温暖化対策の推進体制を確保するため、市町村や民間団体などに対して必要な支援を行うこととあります。

これについては、市町村担当者会議を毎年行っておりまして、そういった場を活用し、また庁内関係部局との情報共有によりニーズの把握に努めるほか、推進計画の見直しの中で、地球温暖化防止活動推進センターとの連携強化について検討してまいります。

続いて、④番ですが、気候変動による影響への適応について、国の気候変動適応法や道の北海道における気候変動の影響への適応方針を踏まえ着実に取組を進めることとありまして、先ほどまでご議論いただいていたとおりでございますが、令和元年度内を目途に適応計画の策定に取り組むとともに、庁内関係部局や関係機関等と連携しながら適応の取組を進めてまいります。

最後の⑤番目ですが、平成31年度から譲与が開始される森林環境譲与税などを活用し、森林吸収源の確保に向けて計画的な森林整備を推進することとご意見をいただきました。

こちらにつきましては、森林整備を進める市町村の体制強化に向けた職員に対する研修会の開催、森林情報システムの充実などを進めるとあります。そのほか、来年4月に開校予定の北の森づくり専門学院において人材を育成するなど、道内各地の森林づくりが着実に進むよう取り組んでいくことというふうにさせていただきます。

私からは、以上です。

○藤井部会長 ありがとうございます。

ご質問等はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤井部会長 それでは、引き続き、今のご説明に沿った方向で施策等に反映させていただけるようお願いいたします。

それでは、3番目の議題のその他です。

事務局から何かございますか。

○事務局（井田主幹） 次回の部会でございますけれども、ただいま名畑のほうから説明させていただいたとおり、11月ぐらいに行う方向で、また後日調整させていただければと思います。

それから、適応計画につきまして、部会案を取りまとめ、後ほど審議会、親会のほうで審議ということになっておりますけれども、審議会の委員の方々におかれましては、その審議会の日程について、後日、担当課のほうから照会があるかと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○藤井部会長 ありがとうございます。

きょうは、適応策に関して非常に活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。昨今の学生からはこんな意見はなかなか出ないところですが、適応策は、まだ緩和策に比べると社会的な認知度も低いですし、一方で、北海道の非常に広くて適応のやり方も場所によって全然違いますので、先ほど小林委員からもご示唆がありましたけれども、やはり、その場所の人が体力をもって対応していくということで、そういう人材育成、それから対策時間もかかりますし、そういうところをきちんとできるかどうか、これから北海道が生き残れる一つの、単に気候変化、気候変動だけではなくて、やはり日々の暮らしとも連動すると思うので、ぜひ、ここでうまく適応して、それをステップにして、よりよい北海道を築いていけるよう、部会としてもそういう方向で協力していきたいと思っております。部会の最中だけに限らず、何か適応策で、例えば、事務局には言いにくいけれども僕にだったら言ってもいいかなとか、そういうご意見があったら、メールでも何でも結構ですので、ぜひご連絡いただければと思います。

例えば、今日、ワインの話が出てきて、ワインの作付面積、ブドウが増えた一方、酒米の面積も増えているのだから日本酒のほうにかかわるのがフェアではないのか、フェアではないのではないか、いろいろな意見があると思っておりますので、今回、素案は一応まとめますけれども、これがゴールではないので、どんどんバージョンアップしていく必要がありますので、そういうことでぜひ引き続きよろしくお願いいたします。

ほかに全体として何か意見等ございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤井部会長 それでは、本日の部会としてはこれで終了いたします。活発なご意見をどうもありがとうございました。

それでは、マイクを事務局にお返しします。

3. 閉 会

○事務局（北村課長） 藤井部会長、ありがとうございました。

以上で、北海道環境審議会地域温暖化対策部会を終了させていただきますが、緩和と適応を合わせまして気候変動対策を進めてまいりたいと考えておりますので、随時、またご意見をいただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、ご多忙のところをお集まりいただき、まことにありがとうございました。

以 上